

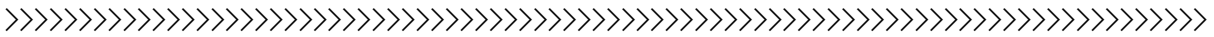


YAMAUCHI パテント NEWS

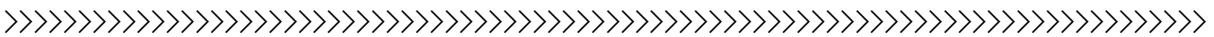
VOL. 57

ニュースの目次

1. あけましておめでとうございます
2. 特許審査ハイウェイの紹介
3. 海外知財制度の紹介（インドにおける情報開示制度）



1. あけましておめでとうございます



昨年は、イギリスのEU離脱やアメリカ新大統領の国内中心主義など反グローバル化の傾向が強まり、世界の動きは一層不透明な気配がしますが、弊所は不変の信念「品質第一、信用重視」で本年も業務に精励しようと思っています。

どうぞ、宜しくお願い致します。

所長 山内康伸

ベテランの経験値、中堅の実力、若手の行動力で、無理難題に挑戦します。

所長 山内康伸



個々の案件に対して全力投球し、質の高いサービスを提供します。

山内 伸

日々の業務の遂行が、四国の産業の発展に寄与できると考え、今年も尽力していきます。

原 一敬



化学分野はお任せ下さい。しっかりとバックアップいたします。

赤松 善弘

商標分野において、今年も丁寧かつ綿密な対応を心掛けていきます。

山内 章子



弁理士陣と共に経営に役立つ知財戦略を提案します。

中小企業診断士 兼
技術士 山内 昌彦

実質的に同一の発明とはどの範囲を言うのか、また（２）で、長官が出願人に要求を出した後や、その要求に応じて情報を提出した後に、インド以外の国で特許庁からの応答があったものを提出する必要があるのか、また提出が必要な場合はどういった頻度で提出するのが妥当かと言う点が、インド特許法の中にも、特許法規則の中にも明確に規定されていません。

今までの判例や審判では、いくつかの点について、明確に判断されている項目はあるものの判断が行われていない項目もあります。また、インドの現地代理人も、情報のアップデートがまちまちで、異なる回答をしているのが現状です。国際活動センターでは、複数の現地事務所へアンケートを行い、それらをまとめたものを公開しております。皆様におきましてもご希望がございましたら、内容をお知らせすることができますので、是非ご相談ください。

以上